

第 114 期 報 告 書

（平成27年 4 月 1 日から）
（平成28年 3 月31日まで）

事 業 報 告
貸 借 対 照 表
損 益 計 算 書
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
個 別 注 記 表
会 計 監 査 人 の 監 査 報 告 書
監 査 役 会 の 監 査 報 告 書



日本ギア工業株式会社

(提供書面)

事業報告

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、個人消費は実質所得の伸びが限られるなか、消費支出は足踏み状態を脱しておらず横ばいで推移しました。また、企業収益は回復基調にあり、企業の設備投資は持ち直しの動きがみられました。しかしながら中国をはじめとするアジア新興国経済の減速や原油価格の下落などに加え、年初以降は政府の経済政策や日銀の追加金融政策などが実施されたものの、円高・株安が進むなど、先行き不透明な状況で推移しました。

当社のセグメント別受注概況は、歯車及び歯車装置事業ではバルブ・コントロール及びジャッキの減少を、需要が堅調だったその他の増減速機で補い、歯車装置部門としては僅かながら増加いたしました。歯車部門につきましては自動車用を始めとする各種歯車の大きな落ち込みにより受注は減少いたしました。これにより歯車及び歯車装置事業全体では受注は減少となりました。工事業では火力発電所をはじめとする定期検査工事等が減少したことにより受注は減少となりました。

その結果、当事業年度の受注高は85億74百万円（前事業年度比4.2%減）、売上高は86億27百万円（前事業年度比5.8%減）となりました。一方、当事業年度末の受注残高は33億16百万円（前事業年度末比1.6%減）となりました。

損益面につきましては、原価低減、経費削減に努めた結果、営業利益は7億16百万円（前事業年度比29.1%増）、経常利益は7億6百万円（前事業年度比26.9%増）、当期純利益は4億72百万円（前事業年度比36.2%増）となりました。

事業別の状況

事業別の受注高及び売上高は次のとおりであります。

単位：百万円（未満切捨）

事業	受 注 高			売 上 高		
	金 額	構 成 比 (%)	前事業年度比増減 (%)	金 額	構 成 比 (%)	前事業年度比増減 (%)
歯車及び歯車装置事業	5,875	68.5	△5.3	5,986	69.4	△7.2
歯 車 装 置	5,099	59.5	0.4	5,077	58.9	△4.2
歯 車	776	9.0	△31.0	909	10.5	△21.2
工 事 事 業	2,698	31.5	△1.7	2,640	30.6	△2.3
合 計	8,574	100.0	△4.2	8,627	100.0	△5.8

【歯車及び歯車装置事業】

歯車装置部門のうちバルブ・コントロールの受注高は、火力発電所、上下水道、石油向けが増加したものの、原子力発電所、輸出、鉄鋼、船舶向けが減少したことにより、前事業年度比1.3%減少いたしました。売上高は、原子力発電所、石油、補修部品が増加したものの、火力発電所、輸出、上下水道、鉄鋼、船舶向けが減少したことにより、前事業年度比0.7%減少いたしました。ジャッキにつきましては、鉄鋼、液晶関連向けの設備投資抑制により、受注高は前事業年度比3.7%減少し、売上高も前事業年度比5.1%減少いたしました。その他の増減速機につきましては、受注高は前事業年度比13.2%増加いたしました。売上高は前事業年度比16.9%減少いたしました。

その結果、歯車装置部門では、受注高はバルブ・コントロール、ジャッキが減少しましたが、その他の増減速機が増加したため、前事業年度比0.4%増加いたしました。売上高はバルブ・コントロール、ジャッキ、その他の増減速機が減少したため、前事業年度比4.2%減少いたしました。

歯車部門の受注高及び売上高は、自動車用、建設機械用、鉄道・船舶用、その他産業機械用が大きく落ち込み、受注は前事業年度比31.0%減少し、売上高は前事業年度比21.2%減少いたしました。

以上の結果、歯車及び歯車装置事業全体では、受注高は前事業年度比5.3%減少し、売上高は前事業年度比7.2%減少いたしました。

【工事業】

工事業につきましては、受注高は原子力発電所向けの一時的な保守業務及び石油化学向けが増加いたしました、火力発電所向け及び上下水道向けが減少したため、前事業年度比1.7%減少いたしました。売上高は火力発電所向けが増加いたしました、原子力発電所向け及び上下水道向けが減少したため、前事業年度比2.3%減少いたしました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度の設備投資総額は97百万円で、その主なものは藤沢事業所の電動弁診断装置MAC7となります。

また、当事業年度中に実施した重要な固定資産の処分はありません。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 財産及び損益の状況

区 分	第 111 期 (平成24年 4月1日から 平成25年 3月31日まで)	第 112 期 (平成25年 4月1日から 平成26年 3月31日まで)	第 113 期 (平成26年 4月1日から 平成27年 3月31日まで)	第 114 期 (平成27年 4月1日から 平成28年 3月31日まで)
売 上 高 (百万円)	9,812	8,708	9,156	8,627
経 常 利 益 (百万円)	402	423	556	706
当 期 純 利 益 (百万円)	242	240	346	472
1 株当たり当期純利益 (円)	17.04	16.94	24.42	33.26
純 資 産 (百万円)	5,798	5,986	6,500	6,840
総 資 産 (百万円)	9,935	10,362	10,452	10,361

(5) 重要な親会社及び子会社の状況等

① 親会社及び子会社との関係

該当事項はありません。

② 技術援助契約（受入技術契約）の状況

相手方の名称	国名	契約品目
フローサーブＵＳ・インク	米国	リミトルク・バルブコントロール

(注) 上表は、製造・販売に関する技術情報及び資料の供与であります。

(6) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、わが国経済は円高、株安といった金融資本市場の不安定な動きや海外景気の下振れリスクなどの懸念により、緩やかな回復基調から一転して不透明な状況が続くものと思われます。

当社の事業を取り巻く環境は、原子力発電所の再稼働は徐々に動き出しておりますが、国内全体での原子力発電所に係る需要は不透明感が拭いきれず、また原子力発電所の停止以降フル稼働を続けている火力発電所の本格的な定期検査工事にはまだまだ時間が掛かると予測されます。

このような状況の中、当社は「他社との競争に打ち勝ち、着実な成長をする企業を目指す」をスローガンに、組織改革による効率的な事業を運営できる体制を構築し、顧客満足と収益の向上に取り組みます。また原子力発電所のメンテナンス需要の低下による受注高減少を、海外を含めた新たなマーケットを開拓することで、収益向上を目指してまいります。

事業内容に関しましては、歯車及び歯車装置事業のうち、バルブ・コントロールにつきましては、新製品の販売強化、上下水道向けの営業力強化を推し進めてまいります。ジャッキにつきましては、高付加価値製品や顧客ニーズによる改良開発に努め、海外を含めた新たな需要先に対し、密着した営業活動を展開してまいります。その他の増減速機につきましては、工事業と連携を強化し補修部品の拡販や新規顧客の開拓に努めてまいります。歯車につきましては、すぐに回復は見込めないものの、大型の高精度歯車に営業活動を注力してまいります。工事業では、引き続きメンテナンスに必要な技能向上のための教育・育成を継続的に実施し、電力・上下水道等の駆動部点検の拡大に向け、きめ細かい提案営業を展開し、需要の掘り起こしに注力してまいります。

その上で、平成28年度の事業目標を売上高87億円（前事業年度比0.8%増）、経常利益4億70百万円（前事業年度比33.5%減）とし、この目標の達成を目指して全社一丸となって努力してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなにとぞ変わらぬご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(7) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

事業区分	事業内容
歯車及び 歯車装置事業	パルプ・コントロール、ジャッキ、その他の増減速機等の設計、製造、販売 自動車用歯車、建設機械用歯車、鉄道・船舶用歯車等の設計、製造、販売
工事事業	パルプ・コントロール及びその他の増減速機とそれらに関連する部品の据付、保守、修理、技術指導等

(8) 主要な営業所及び工場（平成28年3月31日現在）

本社・工場	藤沢本社(神奈川県藤沢市桐原町7番地)
営業所	横浜支店(神奈川県横浜市西区)、大阪支店(大阪府吹田市) 札幌営業所(北海道札幌市)、名古屋営業所(愛知県名古屋市) 広島営業所(広島県広島市)、福岡営業所(福岡県福岡市)
事業所	藤沢事業所(神奈川県藤沢市石川)、札幌事業所(北海道札幌市) 仙台事業所(宮城県仙台市)、福島サービスセンター(福島県双葉郡) 千葉事業所(千葉県八街市)、京浜事業所(神奈川県横浜市鶴見区) 柏崎事業所(新潟県柏崎市)、名古屋事業所(愛知県名古屋市) 金沢事業所(石川県金沢市)、大阪事業所(大阪府吹田市) 若狭事業所(京都府舞鶴市)、広島事業所(広島県広島市) 福岡事業所(福岡県福岡市)

(注) 京浜事業所は、平成28年4月25日をもって移転し、横浜支店と同居しております。

(9) 使用人の状況（平成28年3月31日現在）

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
363名	7名減	38.4歳	15.1年

（注） 上表にはパートタイマー 98 名、アルバイト 1 名の合計 99 名は含んでおりません。

(10) 主要な借入先の状況（平成28年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 静 岡 銀 行	240百万円
株 式 会 社 横 浜 銀 行	113
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	92
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	83
朝 日 生 命 保 険 相 互 会 社	77
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	52

（注） 上記借入金残高のほかに、平成23年9月に発行した次の社債の当事業年度末残高があります。

第1回無担保社債（適格機関投資家限定） 40百万円

引受人 株式会社みずほ銀行

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（平成28年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 57,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 14,280,000株
- (3) 株主数 1,555名
- (4) 大株主の状況（上位 10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 成 和	5,633千株	39.70%
丸 本 桂 三	1,455	10.25
株 式 会 社 三 田 商 店	1,027	7.24
日 本 ギ ア 取 引 先 持 株 会	499	3.51
サ ン ワ テ ク ノ ス 株 式 会 社	306	2.15
阪 田 和 弘	306	2.15
株式会社GM INVESTMENTS	300	2.11
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	298	2.09
株 式 会 社 千 代 田 組	210	1.47
富 士 通 株 式 会 社	210	1.47

(注) 1. 持株比率は自己株式（89,344株）を控除して計算しております。

- 2. 当社は、平成28年3月24日開催の取締役会決議に基づき、株式の流動性の向上及び投資家層の拡大を図るとともに、全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、平成28年5月1日付で、単元株式を1,000株から100株に変更しております。

3. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（平成28年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	寺 田 治 夫	株式会社成和代表取締役社長
取 締 役	林 秀 樹	管理部長 林秀樹税理士事務所税理士 株式会社キュービズム代表取締役
取 締 役	中 山 厚	中部国際空港株式会社常勤監査役
取 締 役（社 外）	香 川 明 久	香川法律事務所代表弁護士
取 締 役（社 外）	南 裕 史	弁護士法人リオ・パートナーズ代表社員弁護士
常 勤 監 査 役	川 井 正 人	
監 査 役（社 外）	杉 山 功 郎	虎ノ門法律経済事務所弁護士
監 査 役（社 外）	板 東 美 樹	南法律事務所弁護士

- (注) 1. 代表取締役社長寺田治夫氏は、当社の筆頭株主かつ特定関係事業者である株式会社成和の代表取締役社長であり、同社は当社の株式の議決権39.97%を所有しております。同社は平成27年度において630百万円の取引があるとともに、一部製品の販売において競業関係にあります。
2. 取締役林 秀樹氏の重要な兼職先である林秀樹税理士事務所及び株式会社キュービズムとの間には、重要な取引関係はありません。
3. 取締役林 秀樹氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 平成27年6月25日開催の第113回定時株主総会において、中山 厚氏があらたに取締役に選任され、就任いたしました。
5. 取締役中山 厚氏の重要な兼職先である中部国際空港株式会社との間には、重要な取引関係はありません。
6. 平成27年6月25日開催の第113回定時株主総会の終結の時をもって南 裕史氏は、任期満了により監査役を退任し、あらたに取締役に選任され、就任いたしました。
7. 平成27年6月25日開催の第113回定時株主総会において、川井正人氏があらたに監査役に選任され、就任いたしました。
8. 取締役香川明久、取締役南 裕史、監査役杉山功郎、監査役板東美樹の4氏は弁護士として法的な専門知識と経験を有しております。
9. 取締役香川明久、取締役南 裕史の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

10. 当会社と非業務執行取締役である中山 厚、取締役香川明久、取締役南 裕史の3氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、当該取締役が職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、金2,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令で定める金額のいずれか高い額としております。
11. 当会社と監査役杉山功郎及び監査役板東美樹の両氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、当該監査役が職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、金1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令で定める金額のいずれか高い額としております。

(2) 当事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏 名	退 任 日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
三 田 義 之	平成27年6月25日	任期満了	監査役（社外） 株式会社三田商店代表取締役社長
南 裕 史	平成27年6月25日	任期満了	監査役（社外） 弁護士法人リオ・パートナーズ代表社員弁護士
丸 本 桂 三	平成27年8月31日	辞 任	取締役 株式会社ストレッチ代表取締役 医療法人社団三一会理事長

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	6名 (2)	67百万円 (13)
監 査 役 (うち社外監査役)	5 (4)	14 (10)
合 計	11	82

(注) 1. 使用人兼務取締役の使用人分給与は支給しておりません。

2. 取締役の報酬限度額は、平成27年6月25日開催の第113回定時株主総会において月額9百万円以内（うち社外取締役分2百万円以内）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成27年6月25日開催の第113回定時株主総会において月額2百万円以内と決議いただいております。
4. 当事業年度末現在の取締役は5名（うち社外取締役は2名）であります。上記の取締役員数と相違しておりますのは、平成27年8月31日をもって辞任した取締役1名が含まれているためです。また当事業年度末現在の監査役は3名（うち社外監査役は2名）であります。上記の監査役員数と相違しておりますのは、平成27年6月25日開催の第113回定時株主総会の終結の時をもって退任した社外監査役2名が含まれているためです。
5. 当社は、平成19年6月26日開催の第105回定時株主総会の終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続いて在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いたしております。これに基づき、上表の支給額のほか、注記4で退任した社外監査役1名に対し役員退職慰労金0百万円を支給しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者、社外役員の兼職状況

地 位	氏 名	兼 職 す る 法 人 等	兼職の内容
取 締 役	香 川 明 久	香 川 法 律 事 務 所	代 表 弁 護 士
取 締 役	南 裕 史	弁護士法人リオ・パートナーズ	代表社員弁護士
監 査 役	杉 山 功 郎	虎ノ門法律経済事務所	弁 護 士
監 査 役	板 東 美 樹	南 法 律 事 務 所	弁 護 士

- (注) 1. 取締役香川明久氏の兼職先である香川法律事務所と当社との間には特別の関係はありません。
2. 取締役南 裕史氏の兼職先である弁護士法人リオ・パートナーズと当社との間には特別の関係はありません。
3. 監査役杉山功郎氏の兼職先である虎ノ門法律経済事務所と当社との間には特別の関係はありません。
4. 監査役板東美樹氏は、当社と顧問契約を締結しております南 栄一氏が代表を務める法律事務所にも所属する弁護士ですが、同事務所と当社との間に締結されている顧問契は、通常の範囲内のものです。

② 当期における主な活動状況

氏 名	主 な 活 動 状 況
香 川 明 久	当事業年度に開催された取締役会12回すべてに出席いたしました。長年の弁護士として培われた経験等に基づく見地から、適宜質問・提言を行うことにより社外取締役としての監督機能を果たしております。
南 裕 史	当事業年度において、平成27年6月25日に監査役を退任するまでに開催された取締役会2回すべてに出席し、監査役会1回に出席いたしました。また平成27年6月25日に取締役に就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回すべてに出席いたしました。弁護士として企業法務に精通していることから、議案・審議について適宜質問、助言を行っております。
杉 山 功 郎	当事業年度に開催された取締役会12回すべてに出席し、監査役会6回すべてに出席いたしました。弁護士として企業法務に精通していることから、議案・審議について適宜質問、助言を行っております。
板 東 美 樹	当事業年度に開催された取締役会12回すべてに出席し、監査役会6回すべてに出席いたしました。弁護士として企業法務に精通していることから、議案・審議について適宜質問、助言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名 称 東陽監査法人

(注) 当社の会計監査人であった大有ゼネラル監査法人は平成27年6月25日開催の第113回定時株主総会の終結の時をもって退任いたしました。

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。

2. 当監査役会は、会計監査人の監査内容、職務の遂行計画及び報酬見積の積算根拠などを確認、検討した結果、適切であると判断し同意いたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会はその事実に基づき会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、上記のほか、会社法や公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受けた場合、その他会計監査人の独立性及び専門性、ならびに監査活動の適切性、妥当性及び効率性その他職務の執行に関する状況等を総合的に勘案し、その必要があると判断した場合、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関して株主総会に提出する議案の内容を決定する方針です。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は以下のとおりであります。

- (1) 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社は、法令遵守はもとより社会倫理に反すること無く業務の適正性を保持することが企業活動を行う上で最も基本的な事項であると考え、社内倫理綱領を制定するとともに、役員、従業員へこれらの企業風土の普及定着化活動に全力を注ぐことといたします。取締役については、業務執行の適正性を業務執行確認書により確認しております。
 - ② 社長を委員長とし、取締役、担当部署員をメンバーとする内部統制委員会を設置し、法令遵守、リスク管理等の啓蒙普及に関する基本方針及び施策の総括を行ってまいります。また、内部統制委員会の下に、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会及び開示委員会を設置して、それぞれ法令遵守、リスク管理及び適時開示につき、具体的な施策を審議いたします。各委員会の決定事項は経営執行部に対し報告され施策が実施されます。
 - ③ 取締役会は毎月1回開催され、代表取締役の業務の執行状況を監督しております。取締役会には、社外監査役2名を含む監査役が出席し、監査役として必要な意見を述べることであります。
 - ④ 通報者に対する不利益扱いを禁止した内部通報制度を構築し、疑義ある行為の事前チェックや違法行為の摘発及び、健全な事業経営の運営を図ってまいります。
 - ⑤ 社長直轄の内部監査部門は、各部門の業務執行状況を監査し、その結果を社長に報告するものといたします。
- (2) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、法令及び社内規則の定めるところにより、適正に保存及び管理をいたします。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

内部統制委員会及びその下にあるリスク管理委員会では、リスクに関する規程類等の制定、当社の当面または今後予想されるリスクの評価、及び重要なリスクについての管理に関する施策を検討審議し、体制の整備を行ってまいります。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社の最高の業務執行決定機関である取締役会は毎月1回、社長の諮問機関である経営会議は必要に応じて開催しており、効率的な会社の意思決定プロセスを形成しております。その他必要に応じ、臨時の取締役会を開催し、迅速な意思の決定を行い、またその時点での最善の方策を選択できる体制を整備し、効率的な経営を目指すことといたしております。
- ② 期初に年間の事業計画を策定し、目標設定を行った上で、実施状況の進捗管理を実施してまいります。

(5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社に子会社はありませんので、本項は該当しません。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が必要とした場合には、経営執行部は監査役の職務を補助する使用人を置くものとします。なお、監査役の職務を補助する使用人の独立性の確保に関しては、監査役会の意見を尊重して決定するものとします。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社に重大な損失を与えるおそれのある事項及び不正行為や重要な法令定款違反行為を認知した場合、その他監査役会が必要と認める事項について監査役に報告するものとします。

② 監査役は取締役会、その他の重要会議に出席し業務の執行状況を監査するものとします。

③ 監査役は代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、会計監査人及び内部監査部門との連携を図り、適切な監査業務を遂行いたします。

(8) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体とは、取引関係を含め一切の関係を遮断し、組織全体として毅然とした態度で対応することを「社内倫理綱領」に定め基本方針としております。万一反社会的勢力等との間で問題が発生した場合には、組織的に対応するとともに、早い段階で警察・弁護士等とも緊密な連携を取ることであります。また、平素においても総務課を窓口として、所轄の警察署や企業防衛連絡協議会等の外部専門機関との連携を通じ、情報収集や協力体制の構築に努めております。

(9) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、法令遵守や社会倫理に反することがないように社内倫理綱領を制定するとともに、コンプライアンスガイドラインの配布により、役員、使用人の業務執行が法令及び定款に則って行われるよう周知徹底しております。その管理体制としましては、内部統制委員会の下にコンプライアンス委員会、リスク管理委員会、開示委員会、内部通報窓口を設置し、法令遵守、リスク管理、適時開示につきまして具体的な施策を適宜審査しております。内部通報窓口は、通報者に対する不利益がないよう、内部通報制度の見直しを行っております。

取締役会は12回開催され、取締役の職務執行の適法性を高めるために独立性の高い社外取締役が出席し、社外監査役2名を含む監査役も出席し、それぞれの知見を基に、経営上の重要事項を協議、決定しております。

また監査役は、適切な監査業務を行うため、代表取締役との意見交換会を2回開催、会計監査人との連携を保つため、9回の意見交換会を開催、内部監査室との連携を保つため7回の意見交換会を開催しております。

反社会的勢力排除に向けた体制につきましては、企業防衛連絡協議会に3回出席し、情報収集に努めてまいりました。

貸 借 対 照 表

(平成28年3月31日現在)

単位：百万円（未満切捨）

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	7,720	流 動 負 債	2,637
現 金 及 び 預 金	2,657	支 払 手 形	947
受 取 手 形	1,183	買 掛 金	518
売 掛 金	1,732	1年内償還予定の社債	40
商 品 及 び 製 品	121	1年内返済予定の長期借入金	221
仕 掛 品	527	リ ー ス 債 務	85
原材料及び貯蔵品	1,225	未 払 金	189
繰 延 税 金 資 産	129	未 払 法 人 税 等	194
そ の 他	142	賞 与 引 当 金	311
固 定 資 産	2,641	そ の 他	129
有 形 固 定 資 産	1,949	固 定 負 債	883
建 物	363	長 期 借 入 金	435
機 械 及 び 装 置	265	リ ー ス 債 務	209
土 地	1,013	資 産 除 去 債 務	185
リ ー ス 資 産	250	繰 延 税 金 負 債	24
そ の 他	56	環 境 対 策 引 当 金	23
無 形 固 定 資 産	107	そ の 他	5
電 話 加 入 権	19	負 債 合 計	3,521
借 地 権	21	(純 資 産 の 部)	
ソ フ ト ウ ェ ア	33	株 主 資 本	6,721
リ ー ス 資 産	32	資 本 金	1,388
そ の 他	1	資 本 剰 余 金	848
投 資 其 他 の 資 産	584	資 本 準 備 金	448
投 資 有 価 証 券	441	そ の 他 資 本 剰 余 金	400
前 払 年 金 費 用	80	利 益 剰 余 金	4,517
そ の 他	67	利 益 準 備 金	24
貸 倒 引 当 金	△5	そ の 他 利 益 剰 余 金	4,493
資 産 合 計	10,361	特 別 償 却 準 備 金	90
		別 途 積 立 金	1,600
		繰 越 利 益 剰 余 金	2,802
		自 己 株 式	△32
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	118
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	118
		純 資 産 合 計	6,840
		負 債 純 資 産 合 計	10,361

損 益 計 算 書

(平成27年 4 月 1 日から
平成28年 3 月31日まで)

単位：百万円（未満切捨）

科 目	金 額	
売 上 高		8,627
売 上 原 価		6,036
売 上 総 利 益		2,591
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,875
営 業 利 益		716
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	13	
そ の 他	6	20
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	19	
そ の 他	10	29
経 常 利 益		706
特 別 利 益		
受 取 補 償 金	7	
収 用 補 償 金	33	41
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	10	10
税 引 前 当 期 純 利 益		737
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	242	
法 人 税 等 調 整 額	22	265
当 期 純 利 益		472

株主資本等変動計算書

(平成27年 4 月 1 日から
平成28年 3 月31日まで)

単位：百万円（未満切捨）

	株 主 資 本										
	資本金	資 本 剩 余 金			利 益 剩 余 金					自己株式	株主資本 合 計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 計	利益準備金	そ の 他 利 益 剩 余 金			利益剰余金 合 計		
						特 別 償 却 準 備 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
平成27年4月1日残高	1,388	448	400	848	24	110	1,600	2,381	4,116	△32	6,320
事業年度中の変動額											
特別償却準備金の取崩						△20		20	－		－
剰余金の配当								△70	△70		△70
当 期 純 利 益								472	472		472
自己株式の取得										△0	△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変 動 額（ 純 額 ）											
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	△20	－	421	401	△0	400
平成28年3月31日残高	1,388	448	400	848	24	90	1,600	2,802	4,517	△32	6,721

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合 計	
平成27年4月1日残高	179	179	6,500
事業年度中の変動額			
特別償却準備金の取崩			－
剰余金の配当			△70
当 期 純 利 益			472
自己株式の取得			△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△61	△61	△61
事業年度中の変動額合計	△61	△61	339
平成28年3月31日残高	118	118	6,840

個別注記表

〔重要な会計方針に係る事項〕

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産は、原材料については総平均法、その他のたな卸資産については移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び会計基準変更時差異の費用処理方法

会計基準変更時差異（1,603百万円）については、15年による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

また、当事業年度末において年金資産が退職給付債務から未認識数理計算上の差異を加減した額を超えているため、当該金額を前払年金費用として投資その他の資産に計上しております。

(4) 環境対策引当金

「ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により処理することが義務付けられているPCB廃棄物の処理費用の支出に備えるため、合理的に見積った額を計上しております。

4. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

〔貸借対照表に関する注記〕

1. 有形固定資産の減価償却累計額	8,044百万円
2. 関係会社に対する金銭債権及び債務	
短期金銭債権	233百万円
短期金銭債務	11百万円

〔損益計算書に関する注記〕

1. 関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	630百万円
仕入高	20百万円

〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

１．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
発行済株式 普 通 株 式	14,280,000	－	－	14,280,000
自己株式 普 通 株 式	88,094	1,250	－	89,344

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加1,250株は、単元未満株式の買取による増加であります。

２．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
平成27年 6月25日 定 時 株 主 総 会	普通株式	42	3.0	平成27年 3月31日	平成27年 6月26日
平成27年10月30日 取 締 役 会	普通株式	28	2.0	平成27年 9月30日	平成27年12月 4日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの次のとおり、決議を予定しております。

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基 準 日	効 力 発 生 日
平成28年 6月29日 定 時 株 主 総 会	普通株式	42	利益剰余金	3.0	平成28年 3月31日	平成28年 6月30日

〔税効果会計に関する注記〕

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業所税否認	5百万円
未払事業税否認	14百万円
たな卸資産評価損否認	90百万円
賞与引当金否認	95百万円
減価償却超過額	7百万円
一括償却資産超過額	3百万円
資産除去債務否認	56百万円
減損損失否認	76百万円
環境対策引当金否認	7百万円
災害損失否認	10百万円
その他	6百万円
繰延税金資産小計	375百万円
評価性引当額	△151百万円
繰延税金資産合計	223百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△51百万円
除去費用（有形固定資産計上）	△2百万円
前払年金費用	△24百万円
特別償却準備金	△40百万円
繰延税金負債小計	△118百万円
繰延税金資産の純額	105百万円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.3%から平成28年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.8%に、平成29年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.9%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.6%となります。この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は6百万円減少し、法人税等調整額が9百万円、その他有価証券評価差額金が2百万円、それぞれ増加しております。

〔金融商品に関する注記〕

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、国外売上に伴う外貨建の営業債権も、為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが6ヶ月以内の支払期日であります。一部外貨建のものについては、為替の変動リスクに晒されております。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後7年であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、各事業部門における営業管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社の投資有価証券については、主として株式であり、上場株式については定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理
当社は、各部署からの報告に基づき管理部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
(1) 現金及び預金	2,657	2,657	－
(2) 受取手形及び売掛金	2,915	2,915	－
(3) 投資有価証券	439	439	－
資 産 計	6,013	6,013	－
(1) 支払手形及び買掛金	1,465	1,465	－
(2) 未払金	189	189	－
(3) 未払法人税等	194	194	－
(4) 1年内償還予定の社債	40	40	0
(5) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	657	658	1
(6) リース債務	294	299	4
負 債 計	2,842	2,848	5
デリバティブ取引	－	－	－

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっております。

負債

- (1) 支払手形及び買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 1年内償還予定の社債

これらの時価は、市場価格のないものは、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、市場価格のあるものは存在しません。

- (5) 長期借入金（1年内返済予定を含む）、(6) リース債務

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入またはリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

当社はデリバティブ取引を行っておりません。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	貸借対照表計上額 (百万円)
非 上 場 株 式	1

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
現金及び預金	2,657	—	—	—	—	—
受取手形及び売掛金	2,915	—	—	—	—	—
合 計	5,573	—	—	—	—	—

(注) 4. 社債、長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
社債	40	—	—	—	—	—
長期借入金	221	232	108	95	—	—
リース債務	85	71	61	56	17	3
合 計	346	304	169	151	17	3

〔関連当事者との取引に関する注記〕

親会社及び法人主要株主等

種 類	会社等 の名称	住 所	資 本 金 (百万円)	事業の内容	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者 との 関係	取 引 内 容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
その他の 関係会社	(株)成和	東京都 港 区	45	各種バルブ の 販 売	被所有 直接39.97%	当 社 製 品 の 販 売	当社のアクチュエー タ他の販売代理店	630	売掛金	123

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

製品の販売については、一般の取引条件と同様に決定しております。

〔1株当たり情報に関する注記〕

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 482円02銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 33円26銭 |

〔資産除去債務に関する注記〕

1. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当社は本社工場の一部に使用されている有害物質を除去する義務に関して資産除去債務を計上しております。また、事業所の一部は、設置の際に土地所有者との事業用定期借地権契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間を取得から30年から45年と見積り、割引率は0.424%から2.134%を使用して資産除去債務の金額を算定しております。

(3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	195百万円
時の経過による調整額	0百万円
資産除去債務の履行による減少額	10百万円
期末残高	185百万円

2. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上していないもの

当該資産除去債務の概要

当社は、賃貸借契約に基づき使用する一部の事務所等について、退去時における原状回復に係る債務を有しております。また本社工場の土地において、工場移転等が発生した場合に土地を浄化する債務を有しております。しかしながら、現在のところ移転等の予定もなく、かつ、土地の汚染に関しては汚染範囲が明確でないことから、資産除去債務を合理的に見積ることができません。そのため、当該資産に見合う資産除去債務を計上しておりません。

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

平成28年5月11日

日本ギア工業株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	前	原	一	彦 ㊞
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	澁	江	英	樹 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本ギア工業株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第114期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第114期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「東陽監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月13日

日本ギア工業株式会社 監査役会

常勤監査役 川 井 正 人 ⑩

社外監査役 杉 山 功 郎 ⑩

社外監査役 板 東 美 樹 ⑩

以 上

株 主 メ モ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月
期末配当金受領株主確定日	毎年3月31日
中間配当金受領株主確定日	毎年9月30日
株主名簿管理人および特別口座の口座管理機関	〒100-6026 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 株式会社アイ・アール ジャパン
同 連 絡 先	〒100-6026 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 株式会社アイ・アール ジャパン 証券代行業務部 電話 0120-975-960（通話料無料）
上 場 証 券 取 引 所	東京証券取引所
公 告 の 方 法	電子公告 当社ホームページ（ http://www.nippon-gear.jp ）に掲載いたします。ただし、電子公告によることができない事故、その他やむを得ない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載いたします。

（ご注意）

1. 株主様の住所変更、買取請求その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問い合わせください。株主名簿管理人（アイ・アール ジャパン）ではお手続きできませんのでご注意ください。
2. 特別口座に記録された株式に関する、証券口座への振替請求、住所変更、買取請求その他各種お手続きにつきましては、上記特別口座の口座管理機関（アイ・アール ジャパン）にお問い合わせください。
3. 未受領の配当金につきましては、上記株主名簿管理人（アイ・アール ジャパン）でお支払いいたします。

（ご案内）

少額投資非課税制度口座（NISA口座）における配当等のお受け取りについて
新規に購入された当社株式をNISA口座でご所有される場合、配当等につき非課税の適用を受けるためには、口座管理機関（証券会社等）を通じて配当等を受け取る方式である「株式数比例配分方式」をお選びいただく必要がございます。ご所有の株式のうち、特別口座に記録された株式をお持ちの株主様は「株式数比例配分方式」をお選びいただくことができませんのでご注意ください。NISA口座に関する詳細につきましては、お取引の証券会社等にお問い合わせください。

